

国際卓越研究大学制度について

国際卓越研究大学の 将来像 (イメージ)

大学ファンドによる支援を通じて、
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の公募・選定について

1. 公募・選定のポイント

判断

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への意思(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき実施。

大学数

制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。
また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

要件

制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

2. 実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

3. 自律と責任のあるガバナンス体制

審査体制

総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制（アドバイザリーボード）を構築。

段階的 審査

審査においては、**研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**（書面や面接による審査だけでなく、現地視察、体制強化計画の磨き上げなど多様な手段により審査を実施）。



2. 公募・選定のスケジュール

令和5年4月～ アドバイザリーボード 書面審査、総括審議、面接審査（全10大学）、現地視察（3大学）、面接審査、総括審議

9月 認定対象候補の大学（東北大学）を公表

～ 合議制の機関の設置等、ガバナンス変更準備、計画の更なる磨き上げ～

12月 国立大学法人法改正

令和6年2月～ アドバイザリーボード 審査（東北大学の計画の磨き上げの状況確認）

6月 アドバイザリーボードによる東北大学の審査終了、初回公募のまとめ公表

10月～ 改正国立大学法人法施行（合議制の機関の設置が可能に）、東北大学が運営方針会議を設置

CSTI及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が東北大学を国際卓越研究大学に認定（令和6年11月）

今後、東北大学が体制強化計画を文部科学省に提出後、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可の判断を行う予定

令和6年度中 助成開始（予定）

※第2期公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、令和6年度中に開始予定 2



国際卓越研究大学の認定・研究等体制強化計画の認可の審査体制

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

有識者議員のうち、数名が参加

文部科学省 科学技術・学術審議会

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

大学研究力強化委員会の委員等のうち、数名が参加

国際卓越研究大学 アドバイザリーボード



審査事務局（文部科学省）

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

②実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

③自律と責任のあるガバナンス体制

国内外のレビュアー



内閣府

連携

情報提供

NISTEP

（参考）国際卓越研究大学法に基づく基本方針（抜粋）

3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

アドバイザリーボードの構成員について

＜令和6年6月＞



内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員
一般社団法人産業競争力懇談会 エグゼクティブアドバイザー

Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation
Executive Adviser, Council on Competitiveness-Nippon

梶原 ゆみ子/Kajiwar Yumiko



フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長 グループCEO
CEO, Future Co.

金丸 恭文/Kanemaru Yasufumi



大学共同利用機関 自然科学研究機構 機構長
国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長

President, National Institutes of Natural Sciences
Director, Center for Research and Development Strategy

川合 真紀/Kawai Maki



カリフォルニア工科大学 フレッド・カプリ冠教授、ウォルター・バーク理論物理学研究所 所長
東京大学 特別教授、アспен物理学センター 理事長

Fred Kavli Professor & Director of the Walter Burke Institute for Theoretical Physics, California Institute of Technology
University Professor, The University of Tokyo
Chair of the Board of Trustees, Aspen Center for Physics

大栗 博司/Ooguri Hiroshi



日本電信電話株式会社(NTT) 相談役
(一社)日本経済団体連合会・デジタルエコノミ推進委員会委員長
内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員

Executive Advisor, Nippon Telegraph and Telephone Corporation (NTT)
Chair of the Committee on Digital Economy, the Japan Business Federation (Keidanren)

Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation

篠原 弘道/Shinohara Hiromichi



東京大学大学院理学系研究科・化学専攻・教授
内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 議員
日本学術会議会員、ミラバイオロジクス株式会社取締役

Professor, The Department of Chemistry, Graduate School of Science, The University of Tokyo
Executive Member, Council for Science, Technology and Innovation
Council Member, Science Council of Japan,
Director, MiraBiologics Inc.

菅 裕明/Suga Hiroaki



シンガポール科学技術研究庁長官 等
前シンガポール国立大学 学長

Permanent Secretary (National Research and Development), Prime Minister's Office / Permanent Secretary (Public Sector Science and Technology Policy and Plans Office), Prime Minister's Office / Chairman, Agency for Science, Technology and Research / Chairman, MOH Office for Healthcare Transformation / Former President of the National University of Singapore

タン・チョー・チュアン/Tan Chorh Chuan



内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員

Chief Executive Member (CMC),
Council for Science, Technology and Innovation

上山 隆大/Ueyama Takahiro



ウィルトン・ストラテジー社CEO

元UCバークレー 副学長、元シンガポール国立大学 副学長

CEO, Wilton Strategy Inc.

Former Vice President of the University of California, Berkeley

Former Vice President of the National University of Singapore

ジョン・ウィルトン/John Wilton



福島国際研究教育機構 理事長

金沢大学 前学長

President, Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
Former President of the Kanazawa University

山崎 光悦/Yamazaki Koetsu

アドバイザーボードにおける審査の経過について

1. 審査の経過

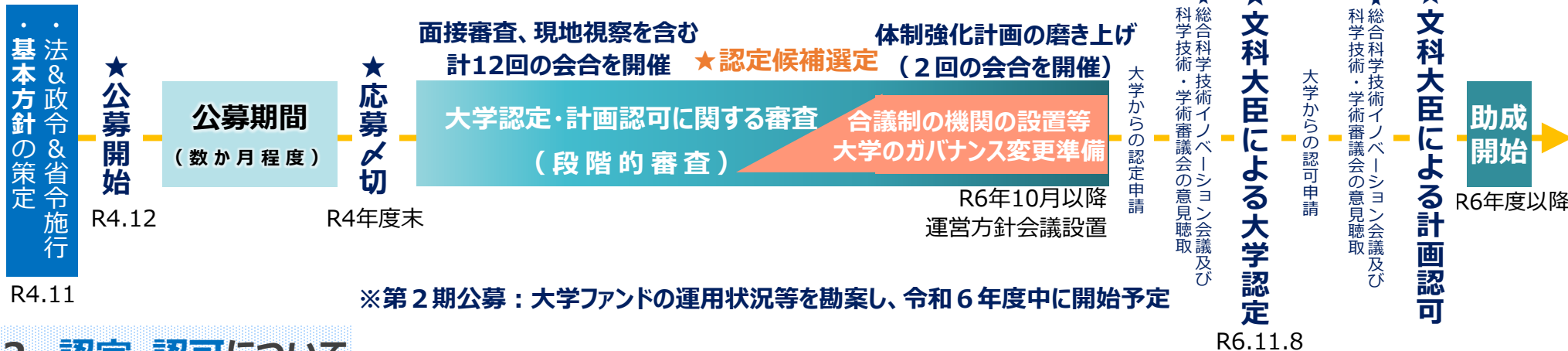
申請のあった10大学について、書面審査や国内外のレビュアーの意見に加えて、大学側との丁寧な対話を実施する方針のもと、**10大学に対して面接審査**を実施。さらに研究現場の状況等を把握するため、**3大学の現地視察**を実施。これらの審査も踏まえ、**初回の国際卓越研究大学の認定候補**として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して、**東北大学を選定（令和5年9月公表）**。

東北大学において磨き上げを行った体制強化計画について、その状況を継続的に確認し、東北大学について、**国際卓越研究大学の認定及び計画の認可の水準を満たし得るとの結論（令和6年6月公表）**。

※これまでに**計14回の会合を開催**



アドバイザーボード第1回会合



2. 認定・認可について

東北大学において、改正国立大学法人法（令和6年10月施行）に基づき運営方針会議を設置。今般、国際卓越研究大学法に基づき、東北大学の認定について、総合科学技術イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が認定（令和6年11月）。今後、東北大学が体制強化計画を文部科学省に提出後、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可の判断を行う予定。

参考：令和6年6月 有識者会議の審査の結果（1. 東北大学に対する審査について）

アドバイザリーボードは、令和5年8月30日に示した留保条件に対する東北大学の検討状況を、令和6年2月と5月に聴取の上審議し、**留保条件のいずれの事項についても計画の精査や具体化が図られており、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の水準を満たし得るものとの結論**に至った。

留保条件	東北大学における主な検討状況（✓）とアドバイザリーボードの主な所見（→）
①人文・社会科学系も含めた全学の研究力向上の道筋	✓ 分野別の丁寧な分析に基づく戦略的分野、複数の「リサーチクラスター」群における強化すべき方向性や主要な海外連携大学・人事戦略例の提示。人文社会科学の価値創造戦略や臨床系教員の研究力強化の具体化。 ✓ 初期・中堅キャリア研究者が独立した環境で挑戦できる機会拡大のため、従来型の講座制を独立した研究体制に移行し、全学的なテニュアトラック制度の展開を行うための具体的な移行計画の提示。 → 網羅性と重点分野への重点投資のバランスに留意しながら、着実に成果を出していくことを期待する。
②全方位の国際化	✓ 「包括的国際化担当役員(CGO)」の選考方針や、日英公用語化100%や国際対応力あるスタッフ拡充策について、具体の工程の提示。国際卓越都市に向けた行政との連携。 → CGOを組織全体として支え補完し合うことによる実行力や、海外人材受入れの学内外の体制整備に期待する。
③活力ある新たな研究体制の確立	✓ 国際公募・ピアレビュー・テニュアトラック等の教員人事マネジメントの全学展開、人材の採用・評価・研修等を担う「Human Capital Management部門」創設、研究支援人材とコアファシリティの一体的強化などの工程の具体化。 ✓ トップレベル研究者の獲得に向けて総長が戦略的にコミットするなど雇用条件の明確化。 → 採用基準や評価基準に対する学内の共通理解を促進し、学内統一的な取組として進めることが重要と考える。
④大学院変革・研究大学にふさわしい学部変革	✓ 「高等大学院」による大学院マネジメントの一元化、国際共修環境を整備する「ゲートウェイカレッジ」、戦略的學生リクルートや入学者選抜を総括する「アドミッション機構」の設置など、改革の工程の明確化。 → 特に学生への影響が大きい取組は、実効性を確認しつつ段階的に導入していくなどの配慮も重要と考える。
⑤財務戦略の高度化、産学共創による収益の拡大方策	✓ 重点戦略分野の選定やサイエンスパーク事業への投資等の基本戦略、スタートアップ支援システムの強化や投資戦略、知的財産収入拡大戦略、財政基盤強化策や資源配分方針の策定、体制整備の方策等の提示。 → データドリブンの経営変革・研究変革は東北大学の先進的な取組であり、高く評価する。
⑥体制強化計画の実施が継続されるガバナンス体制の構築	✓ 運営方針会議の機能や構成、執行機能と監督機能の役割分担の高度化、多様なステークホルダーの声を反映した大学経営等、新たなモデルを追求するガバナンス体制の具体策の提示。 → 特定の層に偏らず学内の意見も広く聞くことが、長期的に成果を出し続けるためにも必要な仕組みと考える。

【体制強化計画の期間】 東北大学の体制強化計画は、第Ⅰ期10年間、第Ⅱ期8年間、第Ⅲ期7年間の25年間。

毎年度、文部科学省が**書面によるモニタリング**を実施し、アドバイザリーボードは**マイクロマネジメントを避け**、各期のコミットメントの達成に向けて必要に応じて後押し。**マイルストーン評価では**、アドバイザリーボードがコミットメントの達成状況や次期計画等を確認し、**支援の継続の可否について厳格な結果責任を求める**。

国際卓越研究大学には**大学システム改革と研究力を向上する環境整備**が求められる一方、その具体の手段や道筋は多様であり、**画一的な取組を求めるものではない**。

審査において大学と丁寧コミュニケーションをとることが重要であり、次回公募への期待を述べる。

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力に関すること	✓ 具体的かつ検証可能な目標と実現可能性。 ✓ 優れた研究者確保に大学を挙げた取組。 ✓ 大学全体の研究力向上の実現に向けた説得力ある説明。 ✓ 採用・評価の基準や処遇について、基本的な考え方の整理。 ✓ 研究大学として有する学士課程から博士後期課程まで一貫した構想との整合。	✓ 管理運営の卓越性が研究者の負担軽減や研究時間確保につながる。 ✓ 人材の多様性の確保。 ✓ バランスの取れた指標設定。 ✓ 環境の変化に応じて重点課題・分野を特定し、資源配分を行うための仕組み。 ✓ 大学全体のビジョンに加えて、分野毎にその特性も考慮した戦略の提示。
②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略に関すること	✓ スタートアップ創出に向け、ビジネスデベロップメント人材などの専門家の配置。 ✓ 戦略的な資源配分のためのITシステムの構築と専門的なスタッフの人材確保。 ✓ 実行可能性に関する根拠や裏付け、適切なリスク評価とリスク軽減策の策定。 ✓ 資金調達と投資をバランスよく安定的に行うこと、資金運用のガバナンス体制の構築。	
③自律と責任のあるガバナンス体制に関すること	✓ 長期的な経営方針を確立するための継続的・安定的な合議制の機関。 ✓ 構成員の専門的知見が十分に発揮された熟議が行われる運営。 ✓ 事務組織と教員組織との間での意思決定機構や指示命令システムの整理。 ✓ 学内の発想を吸い上げ、経営陣が戦略的に資源配分する機動的で透明性のある仕組み。 ✓ 変革の継続に重要な、将来のリーダーとして成長を促す取組、評価するプロセス。	
④その他	✓ 変革に向け、時間軸を明確に定め、マイルストーンを設定し、実行すること。 ✓ 他機関等との連携について実現可能性の根拠の提示。 ✓ 最重要の目標や戦略、改革が実現可能な根拠、リーダーシップのもたらし方の明確化。	

【政府への期待】 大学の好事例について社会への発信。各大学との対話を通じた規制改革等*の実施。日本全体の研究力発展を牽引する**多様で厚みのある研究大学群の形成**に向け、**政策全体を見通した戦略的な取組**。

*長期借入金や債券発行の対象経費の範囲の拡大(国)、大学運営基金の創設(国)、寄附税制の改正(国公私)、外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化(国)などをこれまでに実施。

（国際卓越研究大学の認定）

- 第四条 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。
- 一 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 認定を受けようとする大学の名称及び所在地
 - 三 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
 - 二 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
 - 三 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 四 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 五 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 六 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 七 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。
- 4 文部科学大臣は、第一項の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学（以下「国際卓越研究大学」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、第一項の認定を取り消すことができる。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（参考）国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（抄）

（国際卓越研究大学の認定の基準）

- 第二条 法第四条第三項第一号の文部科学省令で定める実績は、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（以下この項において単に「論文」という。）であって、その著者が当該論文の公表（論文が掲載された学術雑誌が出版されること又はインターネット上で公開されることをいう。以下この項において同じ。）の時に申請大学（法第四条第一項の申請に係る大学をいう。以下同じ。）に属する研究者等（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第四項に規定する研究者等をいう。第三項第一号において同じ。）であり、かつ、その公表が認定を申請した日の属する年の前年又は前々年から起算して過去五年間に行われたもの（以下この項において「申請大学論文」という。）について、次の各号のいずれかに該当していることとする。
- 一 申請大学論文のうち上位十パーセント論文（認定を申請した日の属する年の前年又は前々年の末日において、他の論文により引用された数が、同一の年に公表された同一の研究分野の論文の上位百分の十の範囲に属する論文をいう。以下この号及び次号において同じ。）であるものの数がおおむね千本以上であり、かつ、申請大学論文の総数に占める上位十パーセント論文の数の割合がおおむね百分の十以上であること。
 - 二 申請大学論文のうち上位十パーセント論文であるものの数を、認定を申請した日の属する年の前年又は前々年の五月一日において当該申請大学に属する教員の数（次項第二号において「申請大学教員数」という。）で除した数が、おおむね〇・六以上であること。
- 2 法第四条第三項第二号の文部科学省令で定める実績は、申請大学に係る共同研究等民間負担経費合計額（民間事業者との連携により行う共同研究及び受託事業（大学が民間事業者からの委託により研究開発その他の事業を行い、その経費を民間事業者が負担するものをいう。）について、認定を申請した日の属する年度の前年度又は前々年度から起算して過去五年度間に民間事業者が負担した経費の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当していることとする。
- 一 共同研究等民間負担経費合計額を五で除した額が、おおむね十億円以上であること。
 - 二 共同研究等民間負担経費合計額を五で除した額を申請大学教員数で除した額が、おおむね百万円以上であること。
- 3 法第四条第三項第三号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の研究の体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。
- 一 若年者、女性及び外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次号において同じ。）である研究者等並びに研究事務者（研究又は研究成果の活用に関する業務の事務を行う者をいう。第五条第一項第三号において同じ。）の適切な処遇の確保が図られていること。
 - 二 外国法人又は外国人に対する技術の提供等の状況の把握その他の研究開発等（研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。第五条第一項第二号において同じ。）を公正かつ適切に実施できる体制を有していること。
- 4 法第四条第三項第四号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学において、国、地方公共団体及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人との連携協力により研究成果の経済社会における活用を促進するために必要な体制が確保されており、かつ、当該申請大学の研究成果を活用した新たな事業の創出を支援する体制が適切に整備されていると認められることとする。
- 5 法第四条第三項第五号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の運営体制が、次の各号のいずれにも該当していることとする。
- 一 大学の教育研究活動、国内外の大学の経営、大学における国際化の推進、大学の研究成果の活用、大学に関する法律及び会計その他の大学の運営に関連する事項に関し、学識経験又は実務経験を有する者その他の大学の運営に関する多様な知識及び能力を有する者を構成員とする合議制の機関が設置され、当該合議制の機関が次に掲げる事項を行うこと。
 - イ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の作成又は変更に関することその他の当該申請大学の運営に関する重要事項の議決
 - ロ 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に関する業務の執行の状況の監督
 - 二 当該申請大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制を有すること。
- 6 法第四条第三項第六号の文部科学省令で定める基準は、同号に定めるもののほか、申請大学の業務執行について、当該申請大学における教育研究に関する業務を掌理する役割及び当該申請大学の財務その他の管理運営の業務を掌理する役割が適切に分担されていることを前提とし、これらの役割を担う者の有機的な連携の下で効率的な業務執行が行われる体制が適切に確保されていることとする。
- 7 法第四条第三項第七号の文部科学省令で定める財政基盤は、申請大学に係る各年度の収入（当該申請大学の附属病院における医療に係る収入は除く。以下この項において「各年度収入」という。）から授業料収入、入学金収入その他の納付金収入及び基盤的運営経費支収入（国又は地方公共団体からの運営費交付金、私立大学等経常費補助金その他の運営に係る基盤的な経費に対する支援に係る収入をいう。）の合計額を除いた額の各年度収入に占める割合について、認定を申請した日の属する年度の前年度又は前々年度から起算して過去五年度間における当該割合の合計を五で除した数が、おおむね百分の二十以上であることとする。

（国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等）

- 第五条 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。
- 2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標
 - 二 前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期
 - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
 - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
 - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（二において「技術者等」という。）の確保
 - ニ 技術者等の育成に資する活動
 - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
 - 三 前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。
- 4 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 文部科学大臣は、第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。
- 6 第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。
- 8 認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。